

特定特殊自動車改善措置届出一覧表

改善措置届出日：平成 28 年 1 月 26 日

改善措置届出番号	15	改善措置開始日	平成 28 年 1 月 27 日
届出者の氏名又は名称	株式会社 タダノ 取締役社長 多田野 宏一 問い合わせ先：品質安全部 TEL (087) 894-7550		
不具合の部位（部品名）	原動機(ターボチャージャ)		
技術基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	<p>① ホイールクレーンの原動機において、エンジンオイルの潤滑性が低下した状況下におけるターボチャージャのスラストベアリングの耐久性が不足しているため、当該状況下で繰り返しエンジンに高負荷を加えたり高回転域で使用すると、スラストベアリングおよびスラストリングに摩耗を生じることがある。そのため、ターボチャージャのシャフトにガタつきが生じ、そのままの状態で使用を続けると、ターボチャージャのシールリングが損傷してエンジンオイルが漏れ出し、当該オイルがエンジン内部、排気系に入り込み、白煙、異音、エンジン回転数の上昇等の不具合が発生し、最悪の場合、エンジンが破損するおそれがある。</p> <p>② ホイールクレーンの原動機において、エンジンオイルレベル警報装置のプログラムが不適切なため、イグニッションスイッチを ON にした直後にエンジンを始動すると、エンジンオイルが規定値を超えていても警告灯が点灯しないことがある。</p>		
改善措置の内容	<p>① 全車両、ターボチャージャを対策品と交換する。また、インタークーラおよび交換したターボチャージャ内部にエンジンオイルの漏れが確認された場合は、エンジン、吸気系、排気系の装置を点検し、損傷部品の交換を行う。さらに使用者に対し、エンジンオイル点検の重要性について注意喚起を行う。</p> <p>② 全車両、車両コントローラ(VCU)のプログラムを対策プログラムに変更する。</p>		
不具合件数	① 0件 ② 0件	事故の有無	0件
発見の動機	① 市場からの情報による。② 社内確認による。		
当該特定特殊自動車の使用者に周知させるための措置	・直接電話またはダイレクトメール等により連絡する。		

車名	型式	呼称 (カタログ名)	改善措置対象車の車台番号（シリアル番号）の範囲及び製作期間	改善措置対象車の台数	備考
タダノ	UDS-T007	GR-250N-3	T007-0706 ~ T007-1156 平成26年11月10日 ~ 平成27年8月24日	3台	① 2台 ② 3台
	(計 1 型式)	(計 1 車種)	(製作期間の全体の範囲) 平成26年11月10日 ~ 平成27年8月24日	(計 3 台)	

【注意事項】

改善措置対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。